

## ロシア連邦大統領令

### ロシア連邦の情報安全保障に関わる追加措置について

ロシア連邦の情報資源がより安定的かつ安全に利用できるようにするために、以下を決定する：

1. 連邦行政機関、ロシア連邦構成主体国家行政最高機関、国家基金、連邦法にもとづいて設立された国営コーポレーション（企業）などの組織、戦略的企業、戦略的株式会社およびロシア経済にとって基幹的な組織、ロシア連邦の重要な情報インフラストラクチャを担う主体である法人（以下、機関（組織）と呼ぶ）の長は：

a) 機関（組織）の次長にサイバー攻撃の発見、予防、被害対策およびコンピュータセキュリティインシデントへの対応など機関（組織）の情報安全保障に関わる権限を与える；

b) 機関（組織）内に、サイバー攻撃の発見、予防、被害対策およびコンピュータセキュリティインシデントへの対応を行うなどの、機関（組織）の情報安全保障を司る部署を創設するか、あるいは既存の部署にこれらの機能を担わせる；

c) 必要であれば、機関（組織）の情報安全保障施策の実施に外部組織を起用する決定を下す。このとき起用することのできる組織は、秘密情報の技術的保護活動を行うためのライセンス保有者に限られる；

d) 必要であれば、サイバー攻撃の発見、予防、被害対策およびコンピュータセキュリティインシデントへの対策の実施に外部組織を起用する決定を下す。このとき起用することのできる組織は、本令第5項b)にいう場合を除き、ロシア連邦の情報資源に対するサイバー攻撃の発見、予防、被害対策のための国家システムセンターとして認証を受けているものに限られる；

e) 連邦保安諸機関の当局者に、機関（組織）が所有している、または利用している、情報通信ネットワーク「インターネット」の利用によりアクセスが可能になるような情報資源への自由なアクセス（遠隔によるものを含む）を保障することで、本令第5項c)にいうモニタリングを可能にし、また、そのモニタリングの結果、連邦保安諸機関が下すことになる命令の遂行を保障する；

f) ロシア連邦保安庁および連邦技術・輸出監督庁が、情報分野における脅威の変化を考慮してその所轄権限の範囲において採択し、定期的に機関（組織）に通知する、組織的措置と技術的措置についての決定の迅速な実行を保障する。

2. 機関（組織）の長に、その機関（組織）の情報安全保障に対する個人的な責任を課す。

3. ロシア連邦大統領は1カ月以内に：

a) 以下を承認する：

機関（組織）の情報安全保障を責務とする、その機関（組織）の次長に関する標準的規程；

機関（組織）の情報安全を保障する、その機関（組織）の部署に関する標準的規程；

b) ロシア連邦保安庁および連邦技術・輸出監督庁が交付する然るべきライセンスを保有する組織を起用して自己の有する情報システムの保護水準を評価する施策を実施すべき重要な機関（組織）の一覧を定める。

4. 本令第3項b)により定められた一覧に記載された機関（組織）は、自らの情報システムの保護水準評価施策を実施し、2022年7月1日までにロシア連邦政府に報告書を提出する。

5. ロシア連邦保安庁は以下を行う：

a) ロシア連邦の情報資源に向けられたサイバー攻撃の発見、予防、被害対策国家システムセンター（複数）を認証する体制を整える；

b) 機関（組織）のためのサイバー攻撃の発見、予防、被害対策およびコンピュータセキュリティインシデントへの対応策を、ロシア連邦保安庁（コンピュータセキュリティインシデント全国統括センター）との間で締結した、サイバー攻撃の発見、予防、被害対策およびコンピュータセキュリティインシデントの分野における協力（提携）協定にもとづいて実施することが許される過渡的期間を設定する；

c) 機関（組織）が所有している、または利用している情報資源の保護水準のモニタリング実施手順を定め、そのモニタリングを実施する。

6. 2025年1月1日以降、機関（組織）は、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に非友好的行動を実行している外国国家が原産国であるか、あるいはそのような国家の管轄下にある、直接もしくは間接にそのような国の支配を受けている、もしくはそのような国の傘下にある組織が製造者であるような情報保護手段を利用することが禁止される。

7. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領      V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年5月1日

第250号